

ID: 193

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	占用料の返還承認		
例規名 根拠条項	長門市道路占用料徴収条例 第4条ただし書		
例規番号	平成17年条例第140号		
<p>【根拠条文】 (占用料の返還) 第4条 前条の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、市長が法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は返還する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日